

企業長提出議案第 1 号

専決処分した事件の承認について

静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約を別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和3年3月3日提出

大井上水道企業団企業長 染谷 絹代

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日をもって相寿園管理組合が静岡縣市町総合事務組合から脱退し、及び静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約
静岡縣市町総合事務組合同規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、相寿園管理組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 12 月 28 日

大井上水道企業団
企業長 染谷 絹



上記は原本と相違ないことを証明する

令和 2 年 12 月 28 日

大井上水道企業団
企業長 染谷 絹 代



静岡県各市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約
 静岡県各市町総合事務組合同規約(平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号)の一部を次のとおり変更する。

改正前	改正後
<p>別表第 1 (略)</p> <p>下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、東河環境センター、伊豆斎場組合、下田地区消防組合、一部事務組合下田メディカルセンター、南豆衛生プラント組合、西豆衛生プラント組合、駿豆学園管理組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、箱根山御山組合、箱根山殖産林組合、箱根山禁伐林組合、駿東伊豆消防組合、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合、駿東地区交通災害共済組合、裾野市長泉町衛生施設組合、富士山南東消防組合、静岡県芦湖水利組合、共立蒲原総合病院組合、御前崎市牧之原市学校組合、牧之原市菊川市学校組合、相寿園管理組合、榛原総合病院組合、牧之原市御前崎市広域施設組合、大井上水道企業団、吉田町牧之原市広域施設組合、駿遠学園管理組合、東遠広域施設組合、小笠老人ホーム施設組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、太田川原野谷川治水水防組合、袋井市森町広域施設組合、養護老人ホームとよおか管理組合、浜名湖競艇企業団、浜名学園組合、静岡県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>別表第 1 (略)</p> <p>下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、東河環境センター、伊豆斎場組合、下田地区消防組合、一部事務組合下田メディカルセンター、南豆衛生プラント組合、西豆衛生プラント組合、駿豆学園管理組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、箱根山御山組合、箱根山殖産林組合、箱根山禁伐林組合、駿東伊豆消防組合、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合、駿東地区交通災害共済組合、裾野市長泉町衛生施設組合、富士山南東消防組合、静岡県芦湖水利組合、共立蒲原総合病院組合、御前崎市牧之原市学校組合、牧之原市菊川市学校組合、榛原総合病院組合、牧之原市御前崎市広域施設組合、大井上水道企業団、吉田町牧之原市広域施設組合、駿遠学園管理組合、東遠広域施設組合、小笠老人ホーム施設組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、太田川原野谷川治水水防組合、袋井市森町広域施設組合、養護老人ホームとよおか管理組合、浜名湖競艇企業団、浜名学園組合、静岡県後期高齢者医療広域連合</p>
<p>別表第 2 (略)</p> <p>第 3 条第 1 号に関する事務</p> <p>下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、東河環境センター、伊豆斎場組合、下田地区消防組合、一部事務組合下田メディカルセンター、南豆衛生プラント組合、駿豆学園管理組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、箱根山御山組合、駿東伊豆消防組合、駿東地区交通災害共済組合、裾野市長泉町衛生施設組合、富士山南東消防組合、共立蒲原総合病院組合、御前崎市牧之原市学校組合、牧之原市菊川市学校組合、相寿園管理組合、榛原総合病院組合、牧之原市御前崎市広域施設組合、大井上水道企業団、吉田町牧之原市広域施設組合、駿遠学園管理組合、東遠広域施設組合、小笠老人ホーム施設組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、浜名湖競艇企業団、浜名学園組合</p>	<p>別表第 2 (略)</p> <p>第 3 条第 1 号に関する事務</p> <p>下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、東河環境センター、伊豆斎場組合、下田地区消防組合、一部事務組合下田メディカルセンター、南豆衛生プラント組合、駿豆学園管理組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、箱根山御山組合、駿東伊豆消防組合、駿東地区交通災害共済組合、裾野市長泉町衛生施設組合、富士山南東消防組合、共立蒲原総合病院組合、御前崎市牧之原市学校組合、牧之原市菊川市学校組合、榛原総合病院組合、牧之原市御前崎市広域施設組合、大井上水道企業団、吉田町牧之原市広域施設組合、駿遠学園管理組合、東遠広域施設組合、小笠老人ホーム施設組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、浜名湖競艇企業団、浜名学園組合</p>

第3条第2号及び第3号に関する事務

下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、東河環境センター、伊豆斎場組合、下田地区消防組合、一部事務組合下田メディカルセンター、南豆衛生プラント組合、西豆衛生プラント組合、駿豆学園管理組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、箱根山御山組合、箱根山殖産林組合、箱根山禁伐林組合、駿東伊豆消防組合、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合、駿東地区交通災害共済組合、裾野市長泉町衛生施設組合、富士山南東消防組合、静岡県芦湖水利組合、共立蒲原総合病院組合、御前崎市牧之原市学校組合、牧之原市菊川市学校組合、相寿園管理組合、榛原総合病院組合、牧之原市御前崎市広域施設組合、大井上水道企業団、吉田町牧之原市広域施設組合、駿遠学園管理組合、東遠広域施設組合、小笠老人ホーム施設組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、太田川原野谷川治水水防組合、袋井市森町広域施設組合、養護老人ホームとよおか管理組合、浜名湖競艇企業団、浜名学園組合、静岡県後期高齢者医療広域連合

第3条第2号及び第3号に関する事務

下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、東河環境センター、伊豆斎場組合、下田地区消防組合、一部事務組合下田メディカルセンター、南豆衛生プラント組合、西豆衛生プラント組合、駿豆学園管理組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、箱根山御山組合、箱根山殖産林組合、箱根山禁伐林組合、駿東伊豆消防組合、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合、駿東地区交通災害共済組合、裾野市長泉町衛生施設組合、富士山南東消防組合、静岡県芦湖水利組合、共立蒲原総合病院組合、御前崎市牧之原市学校組合、牧之原市菊川市学校組合、榛原総合病院組合、牧之原市御前崎市広域施設組合、大井上水道企業団、吉田町牧之原市広域施設組合、駿遠学園管理組合、東遠広域施設組合、小笠老人ホーム施設組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、太田川原野谷川治水水防組合、袋井市森町広域施設組合、養護老人ホームとよおか管理組合、浜名湖競艇企業団、浜名学園組合、静岡県後期高齢者医療広域連合

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。